

公益社団法人 福島県診療放射線技師会 災害補償規程

第 1 条 公益社団法人福島県診療放射線技師会災害補償規程（以下「本規程」という）は、公益社団法人福島県診療放射線技師会（以下「本会」という）が主会議に出席する理事、各委員会委員が、出席に係る次の各号の傷病に対して、給付内容を定めることにより、傷病を被った主席者の救済を図ることを目的とする。

- (1) 会議出席中の疾病
- (2) 上記(1)の会議出席に係る往復途上の疾病

第 2 条 本規程の用語の定義は、別表 1 に記載された内容をいう。

第 3 条 本規程で補償する被補償者の範囲は、本会が作成、保管する名簿に記載された補償者で第 4 条の保健契約で対象とする会議出席者に適用する。

第 4 条 保険契約および給付内容は、次のように定める。

- (1) 本会は、本規程に基づく支給の財源を確保するために、引き受け保険会社をエース損害保険会社とする団体総合保障制度費用保険契約（別表 3）を締結する。
- (2) 本規程の支給項目および支給内容は、上記(1)の保険契約内容とする。

第 5 条 本会が弔慰金または損害一時金を給付したときは、本会は給付した金額を限度として、被補償者が本会に対して有する損害賠償の責を免れるものとする。

第 6 条 本会が既に同様の規程（以下「既存規程」という）を施行して第 4 条の保険契約を締結していた場合、保険契約内容を変更しない限り、本規程は既存規程と同内容のものとする。

第 7 条 本規程は、本会の事務局で運営する。

第 8 条 本規程は、特段の定めがない限り第 4 条の保険契約の保健開始日から効力を有する。

附 則

- 1 本規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 本規程は、理事会の議決を経なければ変更する事がない。

■ 別表1 (用語の定義)

用語	定義
当該団体	第4条の保険契約の被保険者に該当する主権者
被補償者	第3条に定める者
傷病	以下の各項に該当するものをいう。 (1) 「傷害」とは、急激かつ偶発な外来の事故によって身体に著した傷害をいい、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状(組織的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く)を含む。 (2) 「特定疾病」とは、以下のものをいう。 急性血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患、くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、細菌性中毒、熱中症(日射病および熱射病等)、低体温症、脱水症
	以下の各項に該当する給付をいう。 (1) 「労務者災害補償保険法」、「国家公務員災害補償法」、「地方公務員災害補償法」、「公立学校の学校法、学校医科医および学校医科医の公務災害補償に関する法律」のいずれかに基づく災害補償制度または法令によって定められた業務上の災害を補償する他の災害補償制度によって支給される障害に対する給付 (2) 「厚生年金保険法」、「国民年金法」、「国家公務員共済組合法」、「地方公務員共済組合法」のいずれか、またはその他の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付
入院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて入院歴日数以内に、被補償者が傷病の治療を目的として入院することをいう。
手術	傷病の原因が生じた日からその日を含めて入院歴日数以内に、被補償者が傷病の治療を目的として別表2の手術をすることをいう。
通院	傷病の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、被補償者が傷病の治療を目的として通院することをいう。
団体活動	被補償者が行事に参加するために当該団体の指定する場所に集合したときから、当該団体の管理下を離れたときまでをいう。ただし、以下に該当する場合は、「行事に参加中」とはみなさない。 ・行事開催日前に当該団体に行事参加の申込みを行い、かつ当該団体役員の名簿に記載されることができなかった者の行事に参加するための往復路上 ・往復に要する通常の経路を逸脱または中断したとき以降
往復路上	自宅と団体活動をする場所との合理的な経路を往復する間をいう。

■ 別表2 (手術の種類)

対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率	対象となる手術	倍率
1. 皮膚、皮下組織の手術(患なる皮膚縫合は除く)		14. 角膜・虹膜の手術		25. 腰部の手術	
(1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切開術、遺尿皮弁術(いずれも25cm未満は除く)	20	(1) 角膜移植術	20	(1) 開胸術を伴うもの(胸腔鏡下によるものを除き、縦型縦切開術を除く)	40
(2) 顔面陥凹形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、造脛皮弁術、複合組織移植術、自家造脛植合組織移植術		(2) 角膜穿孔閉鎖術	10	(2) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10
2. 手指、足指を含む指、趾、関節の手術(抜釘術および抜釘術を除く)		(3) 虹膜移植術	20	26. 尿道系、副腎、男子生殖器、女子生殖器の手術	
(1) 筋、腱、関節の靭帯手術(いずれも関節鏡下によるものを除く)	10	15. ぶどう膜、虹膜の手術		(1) 腎臓・腎囊・尿管・膀胱靭帯手術(経尿道的操作によるものおよび膀胱内視鏡手術を除く)	40
3. 手指、足指を含む四肢関節、韧带の手術(抜釘術を除く)		(1) 眼血腫摘除術・虹彩剝離術		(2) 尿道狭窄手術(経尿道的操作を除く)	20
(1) 四肢関節靭帯手術、韧带靭帯手術(いずれも関節鏡下によるものを除く)	10	(2) 虹彩剝離術・虹彩形成術	10	(3) 尿道靭帯手術(経尿道的操作を除く)	40
(2) 人工関節挿入術、人工関節置換術		(3) 虹彩断術		(4) 陰茎切開術	40
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除く)		(4) 線内靭帯手術(レーザーによる虹彩切離術は13.(2))	20	(5) 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	
(1) 四肢骨靭帯手術	10	16. 網膜の手術		(6) 卵管・卵巣・子宮・子宮附属器手術(人工経道中絶術および経腹操作を除く)	20
(2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含む)	20	(1) 網膜剝離術(網膜剝離症手術)		(7) 陰嚢腫瘍摘除術	
5. 手指、足指を含む四肢切頭、離断、再接合の手術(抜釘術を除く)		(2) 網膜光凝固術	20	(8) 造脛術	
(1) 四肢切頭術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)	20	(3) 網膜冷凝固術		(9) 胆嚢形成術	
(2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)		17. 水晶体、硝子体の手術		(10) 副腎摘出術	40
6. 指移植の手術		(1) 白内障・水晶体靭帯手術		(11) その他開胸術を伴うもの	
(1) 指移植手術	40	(2) 硝子体靭帯手術(経眼鏡下によるものを除く)	20	27. 上記以外の手術	
7. 肋骨、胸骨、肋骨、胸骨靭帯手術(抜釘術を除く)	10	(3) 硝子体異物除去術		(1) 上記以外の開胸術	
8. 脊柱、骨盤の手術(腰椎、胸椎、頸椎、仙椎の手術を含む、抜釘術は除く)		18. 外耳、中耳、内耳の手術		(2) 上記以外の開胸術(胸腔鏡切開術を除く)	40
(1) 脊柱・骨盤靭帯手術(脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含む)	20	(1) 耳後嚢孔閉鎖術、耳介形成手術、外耳道形成手術、外耳道造設術	10	(3) 上記以外の開胸術(縦型縦切開術および胸腔内視鏡手術を除く)	
9. 頸蓋、膝の手術(抜釘術を除く)		(2) 靭帯の靭帯・靭帯形成術	20	(4) 上記以外の開胸術	
(1) 頸蓋骨靭帯手術(肩骨および肩中隔を除く)	20	(3) 乳突洞開閉術、乳突閉鎖術	10	(5) ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテル、バルーンカテーテルによる脳、咽喉、嚥下、食道、気管、気管支、心臓、血管、胸・腹部臓器、尿管、膀胱、尿道の手術(検査および処置は除く)	10
(2) 頸蓋内靭帯手術(穿頭術を含む)	40	(4) 中耳根本手術	20		
10. 骨髄、神経の手術		(5) 内耳靭帯手術	20		
(1) 手指、足指を含む神経靭帯手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、摘除術、縫合術、剝離術、移行術)	20	19. 鼻・副鼻腔の手術(抜釘術を除く)			
(2) 脊髄硬膜内外靭帯手術	40	(1) 鼻骨靭帯手術	10		
11. 唾液、腺管の手術		(2) 副鼻腔靭帯手術	20		
(1) 涎腺摘出術	10	20. 咽頭、扁桃、嚥下、気管の手術			
(2) 涎腺腺腔吻合術		(1) 気管異物除去術(開胸術によるもの)	40		
(3) 涎小管形成術		(2) 喉(こう)頭形成術、気管形成術			
12. 咽頭、結膜、眼窩、眼窩の手術(抜釘術を除く)		21. 内分泌器の手術			
(1) 咽頭下嚥症手術	10	(1) 甲状腺、副甲状腺の手術	20		
(2) 結膜囊形成術	10	22. 顔面骨、顎関節の手術(抜釘術を除く)			
(3) 眼窩プロアウツ(吹抜け)骨折手術	20	(1) 頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靭帯手術(顎関節鏡下によるものを除き、面・歯肉の処置に伴うものは除く)	20		
(4) 眼窩骨折靭帯手術	20	23. 胸部、食道、横隔膜の手術			
(5) 眼窩内異物除去術	10	(1) 嚥下形成術	20		
13. 眼球・視神経の手術		(2) 開胸術を伴う胸部手術(胸腔鏡下によるものを除き、胸腔鏡切開術を除く)、食道手術(開胸術を伴わない頸部手術によるものを除く)、横隔膜手術	40		
(1) 眼球内異物摘出術	20	(3) 胸腔ドレナージ(持続的なドレナージをいう)	10		
(2) レーザー・冷凝固による眼球手術	10	24. 心、肺管の手術			
(3) 眼球摘出術	40	(1) 靭帯の血管形成術(血液透析用シャント形成術を除く)	20		
(4) 眼球摘除および組織または角膜移植術	40	(2) 大動脈・大静脈・動脈・静脈手術(開胸または開腹術を伴うもの)	40		
(5) 眼筋移植術	20	(3) 開心術			
		(4) その他開胸術を伴うもの			

別表 3 保険契約

保険契約

保険契約者		公益社団法人福島県診療放射線技師会		
保険種類		団体総合補償制度費用保険		
付帯特約		行事参加者補償制度費用保険特約		
保険期間		契約日から1年間		
		傷害	特定疾患	
			(A)	(B)
災害死亡保障		1,000.0万円	1,000.0万円	1,000.0万円
後遺障害補償	1級 — 3級	1,000.0万円	1,000.0万円	1,000.0万円
	4級 — 6級	700.0万円	700.0万円	
	7級 — 9級	350.0万円	350.0万円	
	10級 — 12級	100.0万円	100.0万円	
	13級 — 14級	40.0万円	40.0万円	
	障害手当金			100.0万円
療養補償	限度日数 180日／入院日数	5,000円	5,000円	5,000円
	限度日数 90日／入院日数	3,000円	3,000円	3,000円
往復途上の補償		補償対象	備考	
引き受け保険会社		エース損害保険株式会社		

(注) 保険金額が表示されていない保険金は、災害補償規程の支給項目としての対象になっておりません。